

大分大学医学部附属病院診療記録委員会細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-13号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院診療記録委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 電子媒体及び紙媒体の診療記録の管理（電子カルテシステムの管理を除く。）に関する
こと。
- (2) 診療記録の様式に関すること。
- (3) 診療記録の閲覧及び記載に関すること。
- (4) 診療記録の定期的監査及び質の向上に関すること。
- (5) クリニカルパスに係る大分大学医学部附属病院クリニカルパス推進委員会との連携に
関すること。
- (6) その他診療記録に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 診療記録管理責任者
 - (2) 診療科長 2人
 - (3) 中央診療施設の長 1人
 - (4) 医療情報部長
 - (5) 内科系の診療科及び講座の教員 2人
 - (6) 外科系の診療科及び講座の教員 2人
 - (7) 副薬剤部長又は薬剤主任 1人
 - (8) 副看護部長及び看護師長 3人
 - (9) 医事課長
 - (10) 医事課において診療記録管理を担当する職員 2人
 - (11) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第2号、第3号、第5号から第8号まで、第10号及び第11号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号、第5号から第8号まで、第10号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、診療記録管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(会議の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで、第10号及び第11号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院診療記録委員会規程(平成16年医学部附属病院規程第4-17号)は、廃止する。

附 則(平成28年医学部附属病院細則第4-14号)

1 この細則は、平成28年9月27日から施行する。

2 この細則施行後、最初に指名される第3条第1項第2号、第3号、第5号から第8号まで及び第11号の委員並びに同項第10条の委員のうち、病院長が指名する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則(令和元年医学部附属病院細則第4-6号)

この細則は、令和元年9月25日から施行し、改正後の大分大学医学部附属病院診療記録委員会細則の規定は令和元年9月5日から適用する。